

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（航空交通管制部）

第四十条（略）

2 航空交通管制部の名称、位置及び所掌事務は、政令で定める。

3～6（略）

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（航空交通管制部の名称、位置及び所掌事務）

第二百十九条 航空交通管制部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
札幌航空交通管制部	札幌市
東京航空交通管制部	所沢市
福岡航空交通管制部	福岡市
那覇航空交通管制部	那覇市

2（略）